平成２１年（フ）第７６１号
川崎市川崎区殿町２―16―８三和殿町寮217、住民票上の住所長野県岡谷市川岸東４丁目１番６号
債務者　中島　康仁
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
川崎市中原区下小田中６丁目５番５号　秀和コーポ201
債務者　佐橋幸太郎
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９１号
川崎市川崎区観音２丁目12番５号サニーハイツＤ―102
債務者　藤田　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９２号
川崎市中原区木月２丁目２番３―708号　メゾンミール元住吉
債務者　松本　　朗
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
川崎市川崎区渡田山王町24番15号
債務者　池田　政雄
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７号
川崎市麻生区百合丘１丁目17番地　サンラフレ百合ヶ丘４―303
債務者　雨夜　光治
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
川崎市川崎区本町１丁目４番地１　本町コーポ201
債務者　加藤　　圭
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
川崎市川崎区小田４丁目36番10―401号　コーポヒロスプリングマンション
債務者　小浦　俊晴
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
石川県羽咋郡志賀町西海風無ホの64番地
債務者　小滝　勝子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第９９号
石川県羽咋市垣内田町ハ11番地、従前の住所大阪府藤井寺市道明寺６丁目11番２―502号
債務者　長田　昭吉
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月29日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第７５８号
愛知県豊田市前山町３丁目３番地８　アーバンスクエア105号
債務者　酒井　　章
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
愛知県岡崎市江口２丁目３番地３　ファミール江口201
債務者　城井いずみ
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６号
岡山県新見市神郷下神代2709番地１
債務者　赤井　孝平
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月５日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第９８０４号
大阪市平野区平野東４丁目４番12号　新栄建設第２ビル505号室
債務者　中山　泰充
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部